

修習専念資金交付日一覧
第76期司法修習生

| | 貸与単位期間(※1) | 修習専念資金 交付日(※2) |
|------|-------------------|-------------------|
| 第1回 | 令和4年11月27日～12月26日 | 令和4年12月15日 |
| 第2回 | 12月27日～令和5年1月26日 | 令和5年1月16日 |
| 第3回 | 1月27日～2月26日 | 2月15日 |
| 第4回 | 2月27日～3月26日 | 3月15日 |
| 第5回 | 3月27日～4月26日 | 4月17日 |
| 第6回 | 4月27日～5月26日 | 5月15日 |
| 第7回 | 5月27日～6月26日 | 6月15日 |
| 第8回 | 6月27日～7月26日 | 7月18日 |
| 第9回 | 7月27日～8月26日 | 8月15日 |
| 第10回 | 8月27日～9月26日 | 9月15日 |
| 第11回 | 9月27日～10月26日 | 10月16日 |
| 第12回 | 10月27日～11月26日 | 11月15日 |
| 第13回 | 11月27日～12月13日 | 12月15日 |

※1

貸与単位期間とは、通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に
相当する通常修習期間内の日(その日に相当する日がない月においては、その
月の末日)から各翌月の通常修習期間の開始の日に相当する日(その日に相当す
る日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内に
ないときは、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該
区分による一の期間(司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則第2条第
1項)。

※2

修習専念資金交付日とは、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則
第2条第2項の「最高裁判所が定める日」です。

規則及び要綱に定める方法の外、最高裁判所から特段の通知のない限り、貸
与決定又は修習専念資金の額の変更決定に基づき定められた額が、最高裁判所
から、毎回、支出官等の決定を経て、原則として、修習専念資金交付日に貸与
申請時に指定した口座に振り込まれます。

ただし、金融機関によっては、入金に要する日が異なる場合があります。